

求職活動状況申告書

※就労予定の方は、この申告書ではなく就労証明書を提出してください。

現在の就職活動の状況を下記のとおり申告します。
なお、子どもの保育施設等を利用希望する日（保育施設等を利用中の場合は、効力発生日）から、3か月以内に就職し、就労証明書を福祉事務所に提出いたします。

1. 求職活動の状況 ※①～④にチェックをしてください。②～④は複数チェック可
- ① ☐ 現在、求職活動は行っていない。（保育施設等の利用開始後行う、現就労中の職場を退職した後に行う等）
 - ② ☒ 就職説明会への参加や、就職情報誌等により行っている。（項目2へ）
 - ③ ☒ 採用面接を受けた。（項目2へ）
 - ④ ☒ ハローワークにて行っている。（項目2へ）

2. 求職活動内容の詳細
（②～④にチェックした場合は必ず記入してください。記入がない場合は給付認定できません。）

日付	紹介または面接を受けた会社等 電話番号	結果または求職活動の内容 (例) ○月○日面接予定／不採用 等
9 月 10 日	〇〇株式会社 092-〇〇〇-〇〇〇〇	ハローワークの求人票を見て面接に行ったが不採用となった。
9 月 12 日	□□有限会社 092-□□□-〇〇〇〇	〇〇求人情報誌を見て応募した。10月5日に面接予定。
9 月 18 日	△△就職説明会 —	インターネットを見て、就職説明会に参加した。
9 月 20 日	◇◇株式会社 092-◇◇◇-〇〇〇〇	〇〇求人情報誌を見て面接に行ったが、不採用となった。
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

既に認定をお持ちの場合、保育要件は、
～2026年9月30日：就労
2026年10月1日～2026年12月31日：求職活動
となります。

3. その他
就労先を退職し求職活動を開始する場合は、下記に退職（予定）日を記載してください。

2026 年 9 月 30 日退職（予定）

※ 注意事項

保育施設等を利用中で、就労先を退職し求職活動を開始する場合の効力発生日は、「退職日の翌日」となります。

2026 年 9 月 25 日

（あて先）福岡市 東 福祉事務所長

保護者住所 福岡市〇〇区〇丁目〇〇

保護者氏名 博多 次郎

児童氏名 博多 恵子
（生年月日）（ 2023 年 5 月 26 日）

利用中または第1希望の保育施設名 （ ●●保育園

求職活動を行う保護者自身
がご記入ください。

きょうだい児同時申込みの場合は、1名のみ記入
してください。どちらのお子さんでも構いません。